

採用昇任等基本方針に基づく任用の状況(平成23年度)

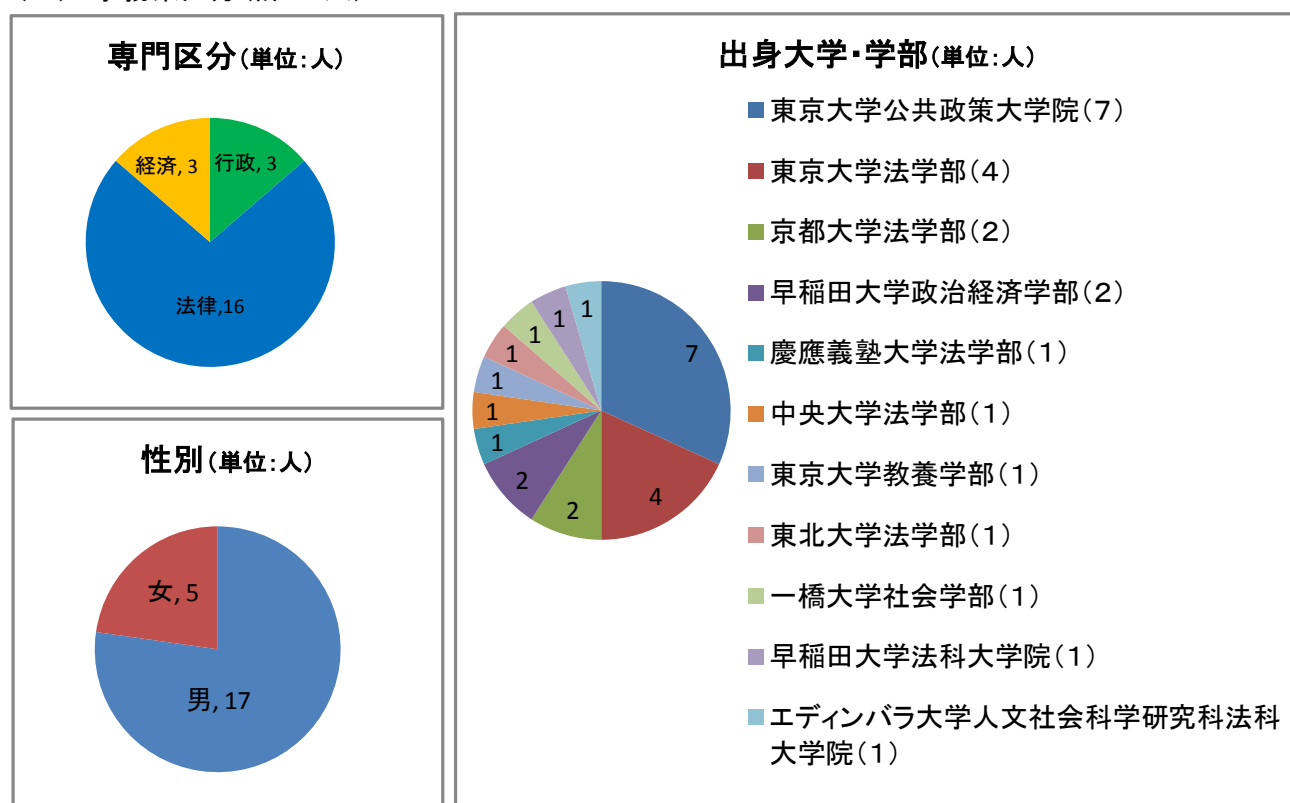
1 多様な人材の採用について

(1) 採用候補者名簿による採用の状況

基本方針2(1)の「職務の特殊性等を踏まえつつ、採用試験における特定の専門区分の合格者や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、また、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定。以下「男女基本計画」という。)の定める目標を達成すべく女性の採用を図り、多様で有為な人材を確保する。」とされていることを踏まえた、平成23年度の採用の状況のうち、国家公務員採用Ⅰ種試験及び国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)の採用候補者名簿からの採用の状況については、以下のとおりである。

イ 国家公務員採用Ⅰ種試験による採用者22人の専門区分、出身大学・学部、性別の内訳

(i) 事務系区分(計22人)



※ 国家公務員採用Ⅰ種試験(行政、法律又は経済に限る。)の採用候補者名簿の中から、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに採用した一般職の職員

(ii) 技術系区分(計0人)

※ 国家公務員採用Ⅰ種試験(行政、法律又は経済以外。)の採用候補者名簿の中から、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに採用した一般職の職員

ロ 国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)による採用者0人

※ 平成22年度国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)採用候補者名簿から採用した一般職の職員

(2) 選考採用の状況

基本方針2(2)の「選考によって新たに採用を行うに当たっては、採用手続における公開性・平等性を確保する観点から、職務の特殊性等を踏まえつつ、採用しようとする官職、当該官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力、当該官職の職務を遂行する上で必要となる専門的な知識・技術、能力の実証の方法等を十分な時間的余裕を持って明らかにして公募を行うことを原則とする。」とされていることを踏まえた、平成23年度における選考によって新たに採用を行った府省等の公募手続を経て採用した者及び公募期間の状況については、以下のとおりである。

- イ 選考によって新たに採用した者(※)のうち、公募手続を経て採用した者の状況は以下のとおりとなっている。

選考によって新たに採用した者の数	103人
うち公募手続を経て採用した者の数(割合)	82人(79.6%)

- ※ 「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

- ロ 公募手続を経て採用した者の公募期間(※)の状況は以下のとおりとなっている。

公募期間	1週間未満	1週間以上 ～2週間未満	2週間以上 ～3週間未満	3週間以上 ～1か月未満	1か月以上
採用人数	0人	14人	30人	15人	23人

- ※ 「公募期間」とは、募集の告知を開始した日から応募の受付を締め切った日までの期間をいう。

- ハ 公募手続を行わなかった官職は、警備や秘密保全に係わる官職であって、公募の実施により当該官職の扱う情報を公開することが適当でないと判断したためである。

2 採用年次及び採用試験の種類にとらわれない人事管理について

(1) 本府省室長等に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

基本方針3(1)の「あらかじめ採用試験の種類ごとに標準的な昇任までの年数を設定する運用や、同期採用者を一斉に昇任させたりする運用(中略)といった、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれた運用を行ってはならず」及び基本方針3(5)の「従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援する」とされていることを踏まえ、平成23年度において本府省室長以上／本府省課長以上／本府省部長以上／本府省局長以上の官職に初めて任用された者における採用試験の種類ごとの採用から当該任用までにかかった年数等の状況については、以下のとおりである。

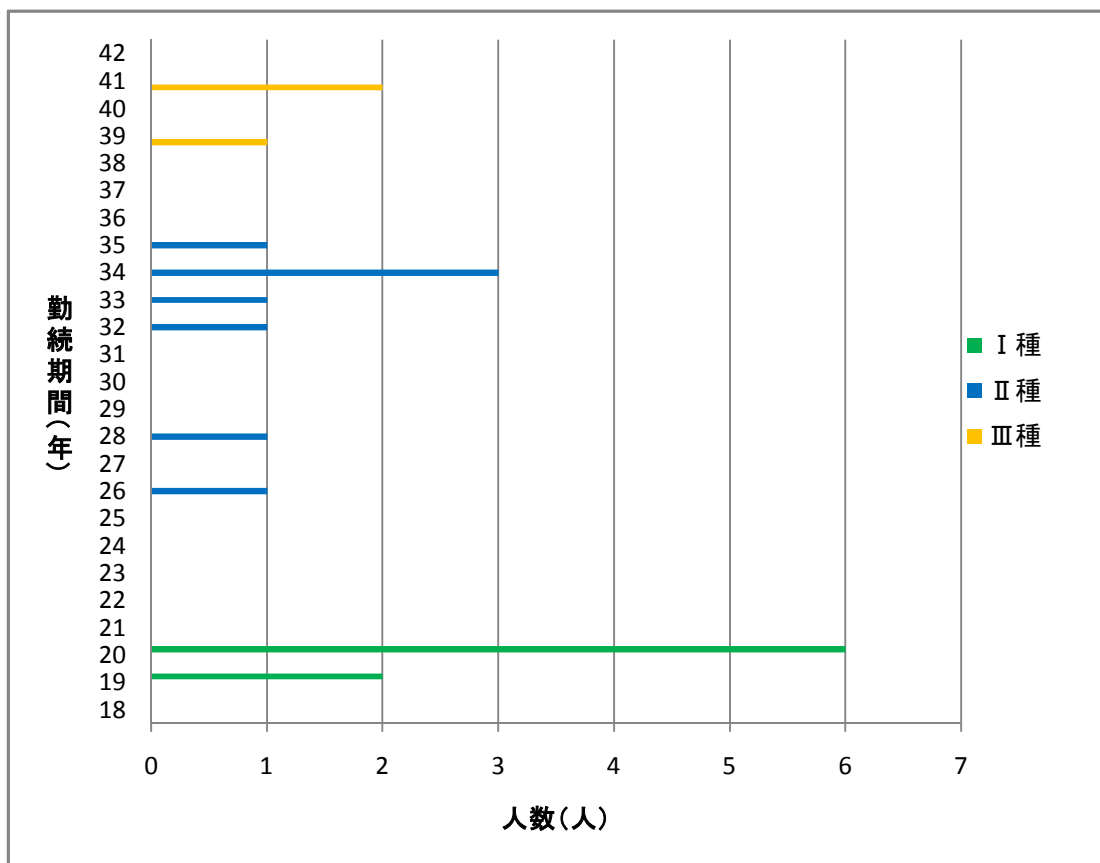
イ 本府省室長相当職以上の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長以上の官職に任用された職員の数について

【採用試験の種類ごとの人数】

(括弧内は女性の内数)

I 種試験等	II 種試験等	III 種試験等	その他	計
8人(1人)	8人(0人)	3人(0人)	1人(0人)	20人(1人)

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



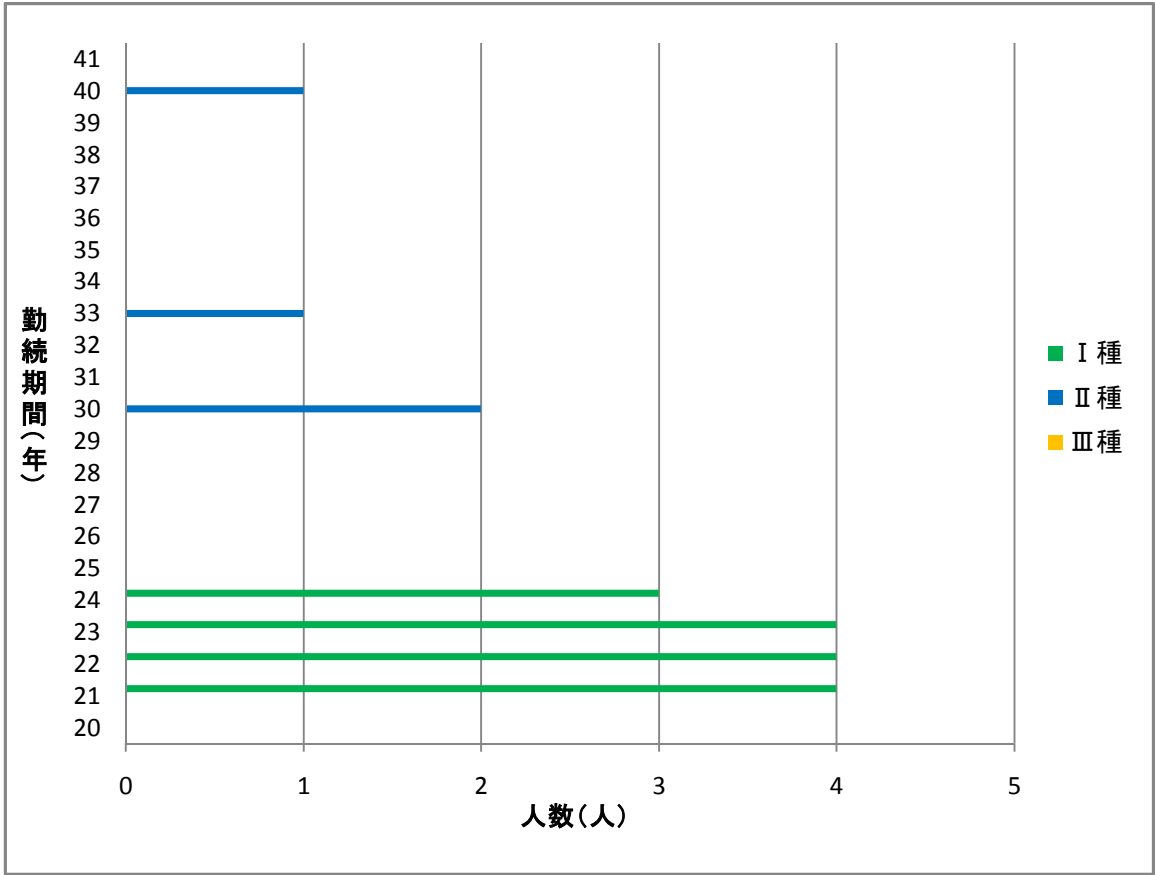
ロ 本府省課長以上の官職に初めて任用された職員数について

【採用試験の種類ごとの人数】

(括弧内は女性の内数)

I 種試験等	II 種試験等	III 種試験等	その他	計
15人(1人)	4人(0人)	0人(0人)	1人(0人)	20人(1人)

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



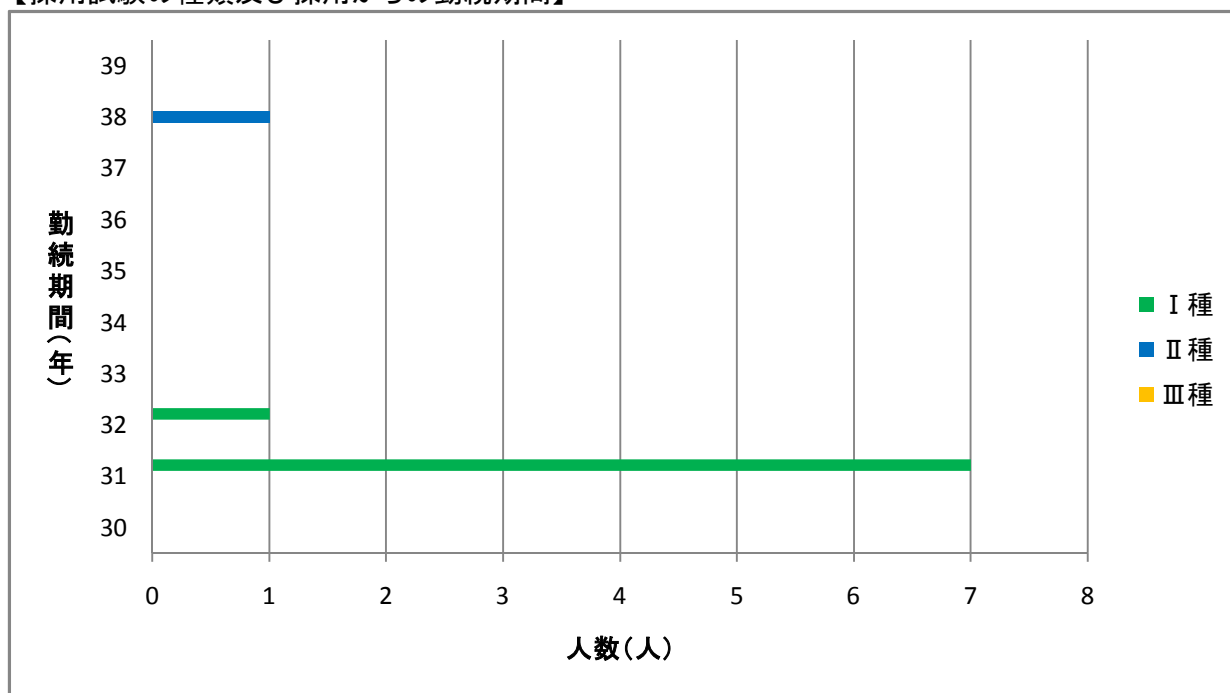
ハ 本府省部長以上の官職に初めて任用された職員数について

【採用試験の種類ごとの人数】

(括弧内は女性の内数)

I 種試験等	II 種試験等	III 種試験等	その他	計
8人(1人)	1人(0人)	0人(人)	0人(0人)	9人(1人)

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



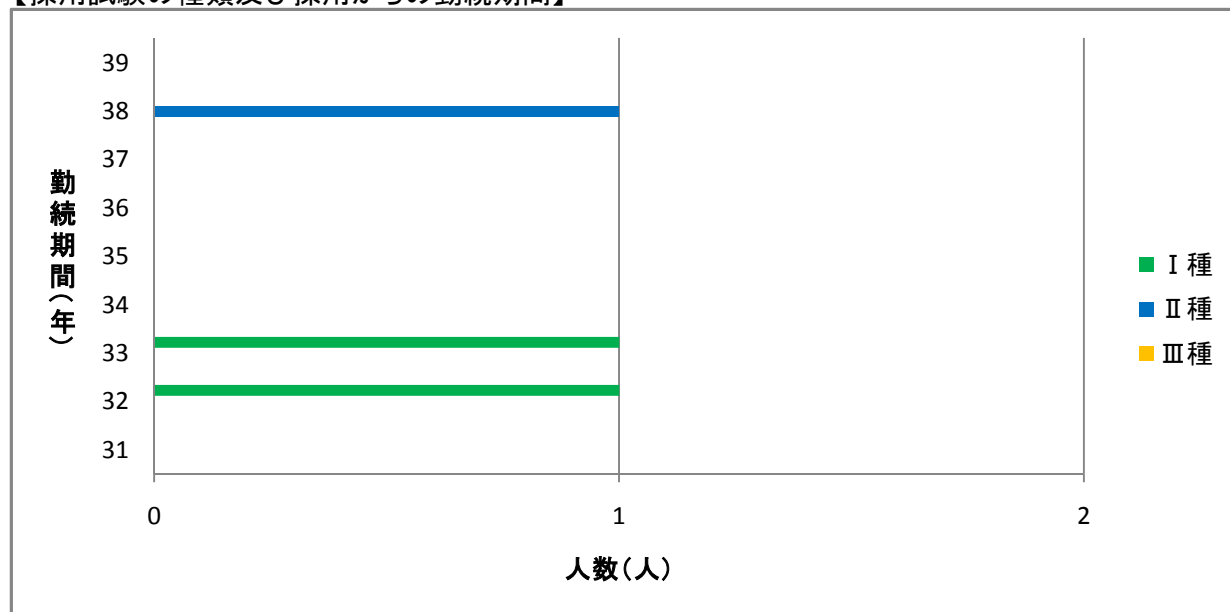
ニ 本府省局長以上の官職に初めて任用された職員数について

【採用試験の種類ごとの人数】

(括弧内は女性の内数)

I 種試験等	II 種試験等	III 種試験等	その他	計
2人(0人)	1人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	3人(0人)

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



(2) これまでの慣行にとらわれない人事運用について

基本方針3(1)の「法令・政策の企画立案、省・局等全体の総括・調整等を担う官職に国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者を恒常的に配置する運用といった、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれた運用を行ってはならず」、基本方針3(2)の「人事評価に基づき、極めて優れた能力を有すると認められる職員については、これまでの慣行にとらわれることなく、より早期に昇任させることとし、特に必要と認める場合には、二段階以上上位の職制上の段階に属する官職に昇任させるといった運用も考慮する。」及び基本方針3(5)の「従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援する」等とされていることを踏まえ、平成23年度における二段階以上上位の職制上の段階に属する官職への昇任等、従来の慣行にとらわれない任用の主な事例は、以下のとおりである。

恒常的に、外務公務員採用Ⅰ種試験の合格者が就いていた官職に、外務Ⅰ種以外の職員を登用した。	外務公務員採用Ⅰ種試験の合格者以外の職員を領事局長に登用した。
二段階以上上位の官職に昇任させた。	大臣官房参事官から領事局長に昇任させた。(1件)

(3) 多様な勤務機会の付与、同一官職在職期間の長期化等に伴う弊害の防止等について

基本方針3(3)の「転任については、職員への多様な勤務機会を与えるよう努めるのはもちろんのこと、多様な行政課題や業務の繁閑に的確に対応し得る事務処理体制の整備、同一官職に特定の職員を長期間就けることに伴う弊害の防止等も勘案しつつ行う。」とされていることを踏まえ、平成23年度において多様な勤務機会の付与、多様な行政課題や業務の繁閑に的確に対応し得る事務処理体制の整備又は同一官職在職期間の長期化等に伴う弊害の防止を行うためにとった主な措置は、以下のとおりである。

多様な勤務機会の付与の観点から、本省内部部局と外部部局(外務省研修所、大使館、政府代表部、総領事館)を横断した人事異動を行っている。